

定 款

一般社団法人 信号工業協会

一般社団法人信号工業協会 定款

平成 21 年 6 月 18 日 制定
平成 21 年 10 月 16 日 改定
平成 26 年 5 月 23 日 改正
令和 2 年 5 月 22 日 改定

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人信号工業協会と称する。

(目 的)

第2条 当法人は、鉄道信号工業の進歩発展及び会員の繁栄に寄与することを目的とする。

2 当法人は、前項の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 鉄道信号工業の進歩及び鉄道信号技術の向上に関する事業
- (2) 政府、その他公的機関に対する事務手続業務
- (3) 鉄道信号に関する広報活動事業
- (4) 鉄道信号に関する情報提供サービス事業
- (5) 会員会社の功労者の表彰に関する業務
- (6) その他、前各号に付帯又は関連する一切の業務

(主たる事務所)

第3条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(公 告)

第4条 当法人の公告は、当法人事務所内に掲載する。

(機関の設置)

第5条 当法人は、理事会及び監事を置く。

第2章 会 員

(資 格)

第6条 当法人の会員は、鉄道信号業界の法人でなければならない。

(種 別)

第7条 当法人の会員は次のとおりとし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という)上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した鉄道信号に関する製造に係わる事業を営む法人
- (2) 賛助会員 前号に該当しない者で、当法人の主旨に賛同する鉄道信号に関する事業を営む法人

2 正会員と賛助会員は、相互の情報交換に努める。

(会員資格の取得)

第8条 当法人の会員となるには、別に定める入会申込書を会長宛に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 法人たる会員にあっては、団体の代表者として本法人に対してその権利を行使する者(1人に限る。以下「代表者」という)を定め、会長に届け出なければならない。

(会費等)

第9条 会員は、入会金及び会費を支払うものとし、その金額は社員総会の決議により定める。

(会員名簿)

第10条 当法人は、会員の氏名及び住所を記載した会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。会員名簿の内正会員に関する記載をもって一般法人法第31条に規定する社員名簿とする。

- 2 当法人の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所又は会員が当法人に通知した場所又は連絡先にあてて行うものとする。
- 3 会員の代表者に変更があった場合は、速やかに別に定める変更届を会長宛に提出しなければならない。

(退 会)

第11条 会員は、理事会において別に定める退会届を会長宛に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第12条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によつ

て当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(資格の喪失)

第13条 前12条の場合によるほか、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 解散したとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 会費の納入が継続して半年以上なされなかつたとき。
- (4) 除名されたとき

(会員資格喪失に伴う権利・義務)

第14条 会員が前13条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務はこれを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入された入会金、会費及びその他の拠出金等は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(種類)

第15条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(構成)

第16条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(権限)

第17条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 入会金及び会費の額
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬の額又はその基準
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 定款の変更
- (6) 理事会において社員総会に付議した事項

(7) 前各号に定めるもののほか、法令に規定する事項及び本定款に定める事項。

(招 集)

第18条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から2か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

- 2 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。会長に事故又は支障があるときは、会長があらかじめ、理事会の承認を得て定めた順序に従い副会長がこれを招集する。
- 3 社員総会を招集するには、会日の1週間前までに、正会員に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第19条 社員総会は、正会員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議 長)

第20条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故又は支障があるときは、あらかじめ理事会の承認を得て定めた順序に従い副会長がこれに当たるものとする。

(議決権)

第21条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個の議決権を有する。

(決議の方法)

第22条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、正会員の過半数が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかるらず、次の決議は、正会員の議決権の三分の二以上に当たる多数を持って行われねばならない。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(決議の省略)

第23条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は正会員から提案があつた場合において、その提案に正会員の全員が書面によって同意の意思表示をしたときはその提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなす。

(議決権の代理行使)

第24条 正会員は、当法人の他の正会員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。代理人により当該社員は社員総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第25条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席理事が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 役 員 等

(役員)

第26条 当法人の役員は、次のとおりとする。

- (1) 理事3名以上15名以内
- (2) 監事2名以内

(役員の選任方法)

第27条 当法人の理事及び監事は、社員総会において総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって正会員の中から選任する。

(理事及び監事の職務及び権限)

第28条 当法人に理事の中から会長1人、副会長2名以内を置く。さらに、専務理事、常務理事を置くことができ、理事会において理事の過半数をもって選定する。

- 2 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 3 会長及び副会長は、一般法人法上の代表理事とする。
- 4 会長は、当法人を代表し業務を統轄する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ理事会で定めた順序に従いその職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を代行する。
- 6 専務理事、常務理事は事務局専任として常勤し、会長、副会長を補佐し当法人の業務を執行する。
- 7 会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を越える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。
- 8 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。また、いつでも理事及び事務局に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

第29条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(役員の報酬)

第30条 役員は原則として無給とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で支給することができる。

(顧問)

第31条 当法人は、必要により顧問を置くことができる。

- 2 顧問は 理事経験者、有識者のうちから、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。

第5章 理 事 会

(構成)

第32条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事、監事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- (4) 重要な規定類の制定及び改廃

(開催)

第34条 定時理事会は、毎事業年度に4箇月を越える間隔で3回開催する。

- 2 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(招集)

第35条 理事会は、会長がこれを招集し、会日の1週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮す

ることができる。

- 2 会長に事故若しくは支障あるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順序により副会長がこれを招集する。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順序により副会長がこれに当たる。

(決議)

第37条 理事会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第38条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案につき可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。ただし、監事が当該提案に異議を述べたときは、この限りではない。

(職務の執行状況の報告)

第39条 会長及び副会長は、毎事業年度2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

(理事会議事録)

第40条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した代表理事(代表理事に事故若しくは支障があるときは出席理事)及び監事がこれに署名又は記名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

第6章 幹事会及び部会等

(運営幹事会)

第41条 当法人の円滑な運営を図るため、理事会の下に運営幹事会を置く。

(委員会及び部会等)

第42条 会長は、専門的事項を審議するため理事会の決議を経て委員会、部会等を置くことができる。

- 2 委員会及び部会の組織及び運営等に関する必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

第7章 事務局

(事務局)

第43条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局に事務局長を置き、専務理事または常務理事をもってこれに充て、その任免は会長が行う。
- 3 事務局職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第8章 財産及び会計

(事業年度)

第44条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(財産の構成)

第45条 当法人の財産は、入会金、会費及びその他の収入をもって構成する。

(財産の管理)

第46条 当法人の財産は会長が管理し、その管理に関する事項は理事会の決議を経て、会長が別に定める。

- 2 前項において剰余金又は残余財産の社員への分配は一般法人法第11条第2項によりこれを認めない。

(経費の支弁)

第47条 当法人の経費は、財産をもって支弁する。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第48条 代表理事は、毎事業年度、一般法人法第124条第1項の監事による監査を受け、かつ同条第3項の理事会の承認を受けた計算書類(貸借対照表及び損益計算書)及び事業報告書を定時社員総会に提出しなければならない。

- 2 前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告書については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(暫定予算)

第49条 前条の規定にかかわらず、事業年度開始前に予算が成立しないときは、会長は理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(計算書類等の備え置き)

第50条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書並びにこれらの附属書類(監事の監査報告書を含む)を、定時社員総会の日の2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

第9章 解 散 及び 清 算

(解散の事由)

第51条 当法人は、次に掲げる事由によって解散するものとする。

- (1) 社員総会の決議
- (2) 正会員が欠けたこと
- (3) 合併(合併により当法人が消滅する場合)
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) 裁判所の解散命令

(残余財産の帰属)

第52条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 補 則

(法令の準拠)

第53条 本定款に定めのない事項については、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。

- 2 本定款に定めるもののほか、当法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。